

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づく公表について

平成 26 年 8 月 22 日
地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構法第 34 条に基づき、地域経済活性化支援機構が平成 26 年 4 月 1 日から同 6 月 30 日までの期間において行った再生支援決定その他の決定事項等について、以下のとおり公表します。

1. 再生支援決定を行った件数
3 件
2. 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
3. 再生支援決定を撤回した件数
該当なし
4. 買取決定を行った再生支援対象事業者の概要並びに買取りに係る債権の元本総額及び信託の引受けに係る貸付債権の元本総額
該当なし
5. 出資決定を行った再生支援対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）
該当なし
6. 再生支援対象事業者に係る債権の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び再生支援対象事業者に係る株式又は持分の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る貸付債権の元本総額を除く。以下において同じ。）及び処分後における再生支援対象事業者に対する当該債権の元本総額
 - (1) 債権の処分を行った件数
債務の免除：該当なし、債権の譲渡：該当なし、その他：1 件
 - (2) 株式又は持分の処分を行った件数
譲渡：0 件、消却：該当なし、その他：該当なし

(3) 処分時における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額
62 百万円

(4) 処分後における再生支援対象事業者に対する債権の元本総額
0 円

7. 一の再生支援決定に係る全ての業務を完了した再生支援対象事業者の概要及び再生支援対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

(1) 再生支援対象事業者の概要

① 関東地方の医療法人

② 九州地方の飼料卸業者

(2) 買取決定に係る債権の買取価格の総額

該当なし

8. 特定信託引受対象事業者の概要、特定信託引受けに係る貸付債権の元本総額及び一の特定信託引受決定に係る全ての業務を完了した特定信託引受対象事業者の概要
該当なし

9. 特定事業再生支援会社の名称、特定事業再生支援会社ごとの特定出資の額及び一の特定出資決定に係る全ての業務を完了した特定事業再生支援会社の名称
該当なし

10. 特定専門家派遣決定を行った件数

11 件

11. 特定経営管理に係る株式会社の事業の概況

① 会社名：REVICキャピタル株式会社

② 設立：平成 25 年 6 月 28 日

③ 所在地：東京都千代田区大手町

④ 資本金：約 15 億円

⑤ 業務内容：地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員に係る業務及びこの業務に附帯する業務等

⑥ 活動状況：ア) 平成 26 年 4 月 1 日に株式会社日本政策投資銀行、株式会社リサ・パートナーズ及び株式会社RD観光ソリューションズと共同で地域活性化ファンド（名称：「観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合」）を設立し共同運営を開始

イ) 同 4 月 30 日に株式会社滋賀銀行及びしがぎんリース・キャピタル

株式会社と共同で地域活性化ファンド（名称：「しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合」）を設立し共同運営を開始

り) 同5月26日に株式会社北洋銀行、株式会社青森銀行及び株式会社北洋キャピタルと共同で地域活性化ファンド（名称：「青函活性化投資事業有限責任組合」）を設立し共同運営を開始

え) 同5月30日に株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行、株式会社大和証券グループ本社、西中国信用金庫及び山口キャピタル株式会社と共同で地域活性化ファンド（名称：「トリプルアクセル成長支援ファンド投資事業有限責任組合」）を設立し共同運営を開始

わ) 設立したファンドにおける投資実績：投資実行件数1件、投資実行額11百万円

(注)上記「再生支援対象事業者の概要」において記載している地域は、各事業者が主たる事業を営んでいる地域を記載しています。

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 地域経済活性化支援機構 企画調整室
TEL：03-6266-0304